



子どもの権利に関する情報紙

42号

Titti ちっち

ちっ ちやいけど
ちっ ちやくない

子どもは、それぞれが一人の人間で、自分らしく生きる権利、人として尊重される権利があります。
それは、子どももおとなも同じこと。

「Titti (ちっちやいけどちっちやくない)」は、そんな思いを込めて作っています。



★11月20日★
「かわさき子どもの権利の日」

『令和8年度かわさき子どもの権利の日のつどい』を 11月28日(土) 10時~15時 中原市民館にて開催します。

ホール企画

絵本作家・長谷川義史さんをお迎えし、絵本の読み聞かせやウクレレ演奏、即興で絵を描くライブ紙芝居などの「絵本ライブ」を開催します!長谷川さんならではの独特の読み聞かせや温かな表現を通して、大人も子どもも一緒に楽しめる時間をお届けします。また、午前中には、短編映画を上映します。

短編映画上映 11:00~12:00 (予定)

長谷川義史さん絵本ライブ 13:00~14:00



BL出版



絵本作家・長谷川義史さん

その他の企画

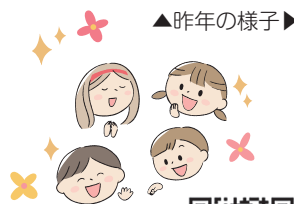
会場内の諸室では、子どもの権利について楽しく学び、考える企画や展示などを準備しています。川崎市子ども夢パーク体験ができる企画や、川崎市子ども会議との連携企画なども実施予定です。親子やご友人お誘いあわせのうえご来場をお待ちしております。

さらに、11月20日の「かわさき子どもの権利の日」を中心に、前後1か月間は、「市民企画事業」と題し、市民団体によるさまざまなイベントが市内各所で開催されます。

また、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の同日に同会場にて実施される催しもあります。詳細は川崎市公式ウェブサイトで順次お知らせします。



▲昨年の様子▶



<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000155082.html>





こ げん り まな 子どもの権利について学びませんか？



「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行されて25年が経ちました。
川崎市では子どもの権利の保障に向けてさまざまな取組がありますが、まずは「子どもの権利」や「子どもの権利条例」について知ってもらうことも大切です。
そこで川崎市では、子どもの権利に関する研修や学習会への講師派遣（無料）を行っています。

保育園・幼稚園の先生の研修

子育てサークルや地域活動の学習会

民生委員児童委員の研修

幼児向けの子どもの権利ワークショップ

子ども向けの子どもの権利学習

など、対象者や内容、時間については相談しながら実施できますので、ぜひこの機会に講師派遣事業をご利用ください。

※外部講師のご希望についてもお相談ください。（謝礼が必要な場合があります）
問い合わせは、こども未来局青少年支援室まで。



だい し かわ さき し こ げん り かん こう どう けい かく 第7次 川崎市子どもの権利に関する行動計画



川崎市の子どもに関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図るため、「子どもの権利に関する行動計画」を策定しています。第7次の計画は、令和5年度から令和7年度までを期間とし、5つの施策の方向と2つの重点施策を設定し各事業取組を進めてきました。

各事業の進捗状況や、所管課による自己評価を実施し、387事業の3年間の総合評価を行い、川崎市子どもの権利委員会からも意見をいただきましたので、ぜひご覧ください。

詳細はこちらから

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000149905.html>



こ げん り まも 子どもの権利を守るために

— 「こども性暴力防止法」とは —

令和8年12月から

学校や保育所、学習塾などで働く人による子どもへの性暴力を防止し、
子どもの安全を確保することを目的とした法律です。

- ・教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による性暴力の防止と、万が一、性暴力が発生した場合の子どもの適切な保護を求められています。特に、学校（幼稚園）や認定こども園、認可外保育所、放課後児童クラブなどには、未然防止、早期発見、事実確認、被害を受けた子どもの保護・支援、再発防止の取組が求められます。
- ・「性暴力」には犯罪行為だけでなく、子どもを不快にさせる性的な言動も含まれます。例えば、「SNSで私的にやり取りする」「二人きりで私的に会う」「特定の子どもを理由なく担当しようとする」といった行為は、性暴力につながるおそれのある不適切な行為とされており、職員同士で声を掛け合いながら早い段階で防止していくことが求められます。
- ・子どもたちが安心して過ごせる環境づくりは、一人の職員だけではなく、組織全体で取り組むべき課題です。子どもの権利を尊重し、性暴力を許さない環境づくりが必要です。

こどもをまもろう みんなでまもろう



<こども性暴力防止法 事業者マーク>



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

発行：川崎市こども未来局 青少年支援室

青少年育成・子どもの権利担当

電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931

川崎市子どもの権利施策

検索

